

平成28年度「東京都環境審議会」第1回水質土壌部会

速 記 録

平成28年7月13日（水）

都庁第二本庁舎31階特別会議室23

(午前9時58分開会)

○藤本環境政策課長 それでは、定刻少し前ですけれども、全員おそろいになりましたので、ただいまから環境審議会第1回「水質土壌部会」を開会いたします。

委員の皆様には、本日、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、環境局総務部環境政策課長の藤本でございます。

本日は、委員の改選後、初めての水質土壌部会でございますので、部会長が選任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

本日の部会は、6月22日付で「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」につきまして、都知事から環境審議会に諮問がなされており、また同日付で環境審議会会長より水質土壌部会に付議されましたので、その事項につきまして審議するために開催するものでございます。

まず、定足数の確認をさせていただきます。

当部会の構成員は5人でございますが、現在、5名の委員の先生方が御出席ということで、審議会規則に定める定足数の過半数に達していることを御報告させていただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

まず、1枚目、会議次第がございまして、座席表、資料1から9までございます。別とじで参考資料がございます。資料のつくりで、審議の途中でも結構ですので、もし不足等ございましたら、事務局にお申し出いただければと考えております。

まず、資料1の名簿に従いまして、水質土壌部会委員として御就任いただきました委員の皆様を御紹介申し上げます。

お名前を申し上げますので、着席のままで結構でございます。

大前委員でございます。

小河原委員でございます。

小野委員でございます。

寺浦委員でございます。

古米委員でございます。

続きまして、本日出席しております環境局の職員を紹介させていただきます。

自然環境部長の志村でございます。

自然環境部計画課長の及川でございます。

自然環境部水環境課長の関でございます。

開会に当たりまして、自然環境部長の志村から一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

○志村自然環境部長 おはようございます。本日は、お忙しい中、また、お暑い中、当水質土壌部会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私から一言御挨拶を申し上げます。

冒頭、事務局からも御説明申し上げましたとおり、本日は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて御審議を賜りたいと思っております。後ほど担当の課長のほうから詳細を御説明申し上げますが、水質汚濁防止法上の環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準、この2つに分かれるところがございます。このうち、人の健康の保護に関する環境基準につきましては、国が一律の基準を定めて実施するものでございます。これに対して本日御審議をお願いするのは、生活環境の保全に関する環境基準についてでございます。こちらは、水域ごとに、水域の利用目的あるいは水質の状況、こうしたものに依じて国や都道府県が当てはめるべき基準を定めることとなっております。この基準の区分が水域類型というふうと呼ばれるものでございまして、これについて御審議をいただきたいと考えております。

河川の水質は、御案内のとおり、下水道の整備状況等に左右されることが非常に多くございます。東京都におきましては、区部では100%、多摩においてもほぼ100%に近いということで下水道普及率が向上しておりまして、都全体で改善しているという状況でございますが、特に東京の中でも西多摩地域における河川水質がかなり大きく改善しているという状況もございます。

本日は、こうした水質の改善状況を基準に反映させるための指定の見直し、それから、現在まだ指定が行われていない幾つか河川がございますけれども、こちらについて新規に指定する案をお示しいたしまして、委員の皆様方の御審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○藤本環境政策課長 それでは、ただいまから議事1の「部会長の選任について」に入らせていただきます。

先生方には、昨年4月の第42回環境審議会におきまして、第12期の水質土壌部会委員をお願いしておりますが、昨年度中は部会を開催しておりませんでしたので、本日が今期における初めての開催となります。したがって、初めに部会長の選任を行う必要がございます。部会長は、審議会規則に基づき、部会委員の皆様のお互選によりお選びいただくことになって

おりますが、いかがいたしましょうか。

小河原委員、お願いします。

○小河原委員 第10期より環境審議会の委員を務められて、また御一緒に第10期より部会長に就任されていらっしゃる古米委員にぜひ引き続き部会長をお願いすることがよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○藤本環境政策課長 ただいま古米委員にという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤本環境政策課長 異議なしということでございますので、古米委員に部会長をお願いしたいと思います。古米委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、古米委員、どうぞ部会長席にお着きいただきますようお願い申し上げます。

(古米委員、部会長席に移動)

○藤本環境政策課長 それでは、これからの議事につきましては、古米部会長をお願いしたいと存じます。部会長、よろしくお願いいたします。

○古米水質土壌部会長 ただいま御推薦いただきました古米でございます。しっかりと部会長を務めさせていただきたいと思えます。

きょうは、先ほど部長からお話があったように、水質環境基準の生活環境項目の類型見直しということでございます。ある程度水質がよくなっている状況の中で、東京都ならではのいろいろな留意すべき点、例えば東京湾に面している川であるとか、あるいは他の県とのつながりのある川がございます。留意点など全体的に踏まえた上で、どう基準の設定を見直すかという議論をしっかりとしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、実際の会議に入る前に、審議会運営要領第3の2項に「部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する」とございますが、私としては、小野委員に部会長の職務代理をお願いしたいと考えております。小野委員、よろしければお受けいただけますでしょうか。

○小野委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○古米水質土壌部会長 それでは、何か一言御挨拶いただければと思えます。

○小野委員 このような場で部会長の代理ということで御指名いただきまして、大変光栄に存じます。活発かつ迅速な委員会の運営に貢献したいと思えますので、微力ながらどうぞよろしくお願いいたします。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思います。

議事2の「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」でございます。まずは審議すべき事項について事務局のほうから御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○関水環境課長 改めまして水環境課長の関でございます。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず最初に、制度の概要につきまして御説明をいたします。

お手元の資料5の1ページの図をご覧くださいませでしょうか。冒頭に志村が申しましたように、環境基準は環境基本法により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と定義されておりまして、行政目標と位置づけられております。行政目標である環境基準を達成するため、各行政機関が各種の施策を実施していくこととなります。

水質汚濁に係る環境基準には幾つかの区分がございます。このうち、生活環境の保全に関する環境基準につきましては、水域ごとに水域の利用目的や水質の状況に合わせて当てはめるべき基準を定めることになっておりまして、この基準の区分が水域類型と呼ばれているものでございます。

具体的な基準値でございますが、資料5の2ページの環境基準の表をご覧ください。生活環境項目の水域類型は、AA類型からE類型まで6種類が設けられておりまして、最上位のAA類型が最も厳しい基準の類型となっております。また、水域類型は利用目的の適応性に基づき分けられております。例えばAA類型で申しますと、水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるものが対応しております。A以下の欄に掲げるものの意味するところでございますが、A類型以下の欄に掲げられております利用目的、例えば水産3級、工業用水1級といったものについては、いわばAAの類型よりもより劣った水質でも利用できるという目的でございます。よりきれいな水質でありますAA類型の利用目的としても差し支えないという意味でございます。

基準値につきましては、類型ごとに異なる値が設定されております。例えば生物化学的酸素要求量（BOD）につきましては、AA類型であれば1mg/L以下、A類型であれば2mg/L以下のよう設定されております。

本制度におきましては、対象水域をいずれかの類型に指定することで対応する環境基準が

適用されることとなります。例えば隅田川をC類型に指定いたしますと、隅田川に対してC類型の基準、BODであれば5mg/L以下という基準が適用されることとなります。

今回御審議をいただきますのは、水域類型の新規の指定及び既に類型指定されております水域についての指定の見直しに関する事項でございます。なお、環境基準は行政目標でございまして、事業者に対する罰則等を伴う法的強制力を持つ排水基準とは性格が異なっております。

続きまして、水域類型の指定の考え方について御説明をいたします。資料5の3ページ上段をご覧ください。水質汚濁に係る環境基準を定めた告示の中に水域類型の指定の考え方が示されております。この告示の考え方に基きまして、水域類型の指定を行うこととなります。

東京都におきましては、これまで水質汚濁の状況や河川の規模といったものを考慮して順次指定を進めてまいりました。どの類型に当てはめるかは、利用目的、現状水質に基づき設定してまいりました。また、既に指定した河川につきましても、水質改善等の状況を反映させるために指定の見直しを行ってまいったところでございます。これまでの指定、それから見直しの経緯につきましては、資料5の3ページの下段のとおりとなっております。

続きまして、水域類型の指定及び指定の見直し（案）について御説明をさせていただきます。資料5の4ページの上段をご覧ください。まず、検討の対象となる水域について御説明いたします。新規の指定につきましては、水質汚濁の状況や河川の規模を考慮して2水域、水質保全の必要性を考慮して1水域、合計3水域でございます。また、指定の見直しにつきましては、既に指定されております47水域全てが検討の対象でございます。

続きまして、水域類型の指定及び指定の見直し（案）の作成方針について御説明をいたします。水域類型の指定は法定受託事務となっております、国の考え方に従い作成しております。詳細は資料6に基づいて御説明をいたします。

資料6の作成方針をもとに検討対象水域について作成いたしました案が資料7でございます。資料7をご覧くださいませでしょうか。1ページ目には、水域類型の指定及び指定の見直し（案）の総括表で全体をお示ししております。

資料7の2ページには新規の指定水域、3ページ以降が既に指定されております水域について整理した表となっております。

また、資料8といたしまして、現状と指定（案）の水域類型指定図をお示ししております。

それでは、資料6及び資料7に基づきまして、作成方針及び指定の見直し（案）について御説明をいたします。

まず、資料6の1ページの表をご覧ください。この表には、根拠といたしました告示や通知文等をお示ししております。1ページ下段以降は作成方針を項目ごとにお示ししております。これ以降、項目ごとに資料6に従って作成方針の御説明を行いました後、資料7の対応する箇所について御説明をいたします。

まず、指定すべき類型について御説明をいたします。資料6の1ページ下段をご覧ください。告示により、各水域における類型は、利用目的から判断される類型と現状水質に対応する類型から指定することとなっております。そのうち上位の類型が指定すべき類型となります。

利用目的から判断される類型につきましては、水道であれば水道の取水状況、水産であれば漁業権の設定状況、工業用水であれば河川占用許可の状況などを調べまして、これらの結果をもとに整理いたしております。また、日常生活において不快感を生じない状態を示す環境保全の利用目的を全ての水域に適用しております。

ここで具体例を用いて指定すべき類型の導き方を御説明いたします。資料7の2ページをご覧ください。表のNo.1大場川のところをご覧ください。こちらの河川の場合、利用目的が水産3級、それから、注釈にございますように、全ての水域の利用目的である環境保全、この2つに該当いたします。このうち基準の厳しい水産3級の目的に合わせて、利用目的から判断される類型をC類型以上と判断いたします。また、現状水質に対応する類型、表で申しますと一番右側にお示ししておりますが、こちらはBODの値が5mg/Lより大きく8mg/Lより小さいということでD類型となります。C類型とD類型を比較いたしますと、上位の類型はC類型でございますので、No.1大場川の類型の指定案はC類型といたしております。

次に、現状水質の判断方法について御説明をいたします。資料6の2ページをご覧ください。まず、基本的な考え方でございますが、国の附属機関であります中央環境審議会における議論を踏まえまして、国の方針を準用しております。国は、BODの測定値を基本に検討し、それ以外の項目は必要に応じて考慮するというふうにしております。

ここでBODについて御説明をいたします。資料6の2ページ中段の図をご覧ください。BODは、し尿や食物残渣などの有機物が微生物により分解される際に消費される酸素量のこととございまして、有機物が多いほど酸素の消費量が増加いたします。このため、有機物による水質汚濁の代表的指標とされておりまして、生活排水による河川の汚濁状況をあらわす際にBODが用いられます。

続きまして、検討に使用するデータについて御説明をいたします。資料6の3ページ上段をご覧ください。国の処理基準、通知では、検討に使用する水質測定値は、晴天が続き水質が

安定している日のデータを使用するとされております。このため、水質汚濁防止法に基づき策定いたしました水質の測定計画に基づいて、都、関係機関が実施した調査の結果を使用しております。

続きまして、水質が上位の類型の基準を満足しているかどうかの判断方法について御説明をいたします。資料6の3ページの中段をご覧ください。国の中央環境審議会において採用されております水質の判断方法は、A類型以下は原則として5年間以上、AA類型は原則として10年間以上安定して基準を満足していることとございます。

ここで、これまでBODのことについて御説明してまいりましたが、BOD以外の項目を水質の判断に用いないとする理由につきまして御説明をいたします。お戻りいただきまして、資料6の2ページの下段をご覧ください。BOD以外にも幾つか項目がございますが、例えばpHにつきましては、光合成によって値が上昇いたしまして、環境基準に不適合になる場合がございます。DO（溶存酸素量）につきましては、感潮域において海水の流入により値が低下することがございます。そういった自然的な原因により環境基準を満たさないといった場合には、国の基準では環境基準の不適合について測定結果の評価を考慮すべきとございまして、このような項目を水質の判断に利用するのは適当ではないと考えております。

それから、大腸菌群数につきましては、ふん便性の汚濁の指標ということで過去設定されたものですが、ふん便性の汚濁を正しく示していないということから、水質の判断に利用するのは難しいと考えております。これにつきましては、実際にふん便性汚濁で問題とされますのは大腸菌群数ではなくて大腸菌数といったところとございますが、それとの相関が実際には低い、あるいは都内では下水道の普及率が概成100%ということでふん便性汚濁が生じる状況にはないといったことから、指標としてはふさわしくないと考えております。

ただ、先ほど申しましたように、あくまで国の処理基準に基づく水質の調査は晴天が続いたときを基本としておりますので、雨天時に都内の河川で水質が悪化するということは間々ございますので、これによって類型を格上げしたからといって、その河川に問題がないことを示すものではないというふうに認識しております。

なお、BODにつきましては、いわゆる75%水質値というものをを用いて環境基準の達成状況を判断することになっております。そちらをお示ししましたものが3ページ目とございまして、BODの75%水質値というものはどういうものかといいますと、毎年、毎月1回測定したとしますと、年のデータが12個並ぶことになるわけとございますが、月の平均値を水質のよいものから12個並べますと、水質のよいほうから9番目の値ということになります。これは、年間で

取得しましたデータの上位75%を通常の状態とみなすという国の考え方に基づくものでございまして、都もこの判断に倣っておるということでございます。この75%値を過去5年間あるいは10年間見て、その値で判断しているということでございます。

資料7の2ページから4ページにかけまして、現状水質での類型のところ、BOD75%値の5年間あるいは10年間の最大値と、現状水質に対応する類型を網かけでお示ししております。また、2ページ目は新規の指定水域、3ページ目以降は既に指定されております水域について、現在の類型、それから類型の指定案を青枠で囲っております。それから、環境基準の適合を達成するまでの期間、利用目的についての類型、現状水質に対応する類型ということで表を整理しております。

こちらにそれぞれの水域の案をまとめさせていただいておりますが、続きまして、こういった一般的な整理がなかなかない水域というのが幾つかございまして、こちらについては特別な考慮が必要になってくるということで、別扱いで案をお示しさせていただいております。それが資料7の5ページのところでございます。ご覧いただけますでしょうか。こちらに城南三河川及び立会川と記載しております。城南三河川の古川、目黒川、呑川、それから立会川ということで4水域でございます。

まず、こちらについての検討事項の1つ目は、表層と下層の水質が異なる場合の水質の評価方法ということでございます。

こちらで挙げました4つの水域には3つの特性がございます。

1つ目は、感潮河川であって、東京湾の潮位に従って水位が変動することでございます。満潮から干潮に向かう時間帯には東京湾から海水が逆流してくることになります。

2つ目は、固有の水源がほとんどなく、環境用水の導水に依存しているということでございます。古川、目黒川、呑川につきましては、下水道局の落合水再生センターの高度処理水を、立会川につきましては、JR東日本の地下トンネルから漏れいしてくる地下水を導水しております。

3つ目は、導水量が限られているため、東京湾から逆流する海水の影響が大きいということでございます。海水は淡水よりも比重が重いということで河川の下層に入り込みやすく、上流から流下する淡水の水量が少ない場合、海水との混合が不十分になって、表層と下層の水質が異なりやすくなるという状況でございます。

そのあたりを分析いたしましたのが資料7の7ページでございます。こちらはかなり細かいグラフもついておりますけれども、要点を申しますと、平成24年度から26年度までの立会川、

目黒川、呑川の水質をお示ししたグラフでございまして、この図の中では、左から導水量の少ない順に並べております。資料の中段にBODと電気伝導率について表層と下層で比較した表を載せております。電気伝導率は海水の流入状況を把握するための指標でございまして。電気伝導率が高い値を示せば示すほど海水に近いということになります。こちらをご覧くださいますと、河川によって状況は異なりますが、表層と下層で大分傾向が異なることが見てとれるかと思っております。

こちらの検討対象水域のうち、古川だけは下層の水質を測定しておりませんが、河川の特徴が目黒川及び呑川と類似していること、落合水再生センターの高度処理水ということで環境用水の水の出元が同じということで、古川の上層の水質と目黒川の上層の水質の比較から、古川についても表層と下層の水質はほかの河川と同様に異なるというふうには推定をしております。

こちらの河川につきまして、環境基準の適否の判断方法ということでございまして、資料7の6ページにお戻りいただいてもよろしいでしょうか。現在、河川の水質につきましては、表層と下層の水質に違いがないという前提で、表層の水質で評価をすることとなっております。しかしながら、今、御説明申しましたとおり、これらの4つの水域につきましては、表層と下層の水質が異なっております。表層と下層の水質が異なるこれらの水域に関しましては、表層と下層の平均値である全層の水質により水質を評価すべきと考えております。

参考までに申し上げますと、深さ別に採水を行うこととされております湖沼、海域といったところは、全層の水質で評価するという取り扱いが国においてもなされているところでございます。

検討事項の2つ目といたしまして、環境用水の導水が民間の取り組みによるということで、その取り組みによって水質が改善した水域の取り扱いということでございまして。今、御説明いたしました河川の中で城南三河川は、下水道局、すなわち東京都みずからの取り組みとして環境用水を導水しておりますが、立会川につきましては、平成14年からJR東日本の地下トンネル内の漏えい水が導水されて、それが水質改善に寄与しているということでございまして、今回、その導水の効果を反映させて上位の類型に見直した場合、何らかの理由でその地下水を導水できなくなった場合、立会川は環境基準を達成できなくなるのではないかと考えられます。確かにJR東日本も大きな会社ではございますが、民間企業ということで、その取り扱いを考える必要がございます。環境基準は行政目標でございまして、規制基準のような法的拘束力はございません。民間企業の自主的な取り組みによる水質改善の効果を水域類型

に反映させることは将来的な水質の担保という点では不確実と言わざるを得ないということで、妥当ではないと考えます。

なお、古川など城南三河川への導水は都みずからの取り組みでありますので、その成果を行政目標である水域類型に反映させることは妥当と考えます。

そのため、立会川につきましては、この三河川とは取り扱いを異なる形として、立会川の下層の水質が導水前の水質に近いと考えられますので、下層の水質に基づいて水域類型を指定すべきと考えました。

続きまして、環境基準の達成期間の設定の仕方について御説明をいたします。まず、基本的な考え方についてでございますが、資料6の4ページの上段をご覧ください。告示では、各水域の状況や目標達成のための施策を考慮して設定することとされております。また、中央環境審議会がBODの測定値を基本に検討するとしておりまして、都も国の方針をこれまで準用しております。

次に、達成期間の区分についてでございますが、資料6の4ページの中ほどあたりをご覧ください。達成期間は、国の通知によりまして「イ 直ちに達成」「ロ 5年以内で可及的速やかに達成」「ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成」のいずれかを選択することとなっております。都もこれに従って案を作成しております。

作成案では、このうち「イ」が50水域中48水域、「ロ」及び「ハ」が各1水域という内訳になっております。そのような案とした理由につきまして御説明をいたします。

まず、A類型以下の場合は過去5年間、AA類型の場合は過去10年間、BODの値がこの案の基準値に適合している水域は「イ 直ちに達成」といたしました。50水域のうち46水域がこれに該当いたします。残りの4水域については個別に検討をいたしました。それが5ページの表でございます。

まず、大場川につきましては、平成23年度のみ、黄色いマーカーでお示ししたとおり、BODの値がC類型の基準を超過しております。しかし、ほかの年度はC類型の基準を達成しておりまして、さらに長期的には水質が改善傾向にございます。また、この調査地点は埼玉県との都県境にございまして、埼玉県も調査を行っておりますが、埼玉県の結果では都の調査結果が超過した23年度もC類型の基準を達成しております。これはデータの測定日が異なることによると考えております。これらのことを考慮いたしまして、大場川につきましては、C類型の基準を直ちに達成可能というふうに判断いたしました。

次に、新河岸川でございます。BODの水質の変動が大きいことが特徴でございまして、原因

といたしましては、新河岸水再生センターの放流水の影響が考えられるところでございます。下水道局といたしましても、整備計画において整備を進めておるところでございますが、施設整備が終了すればBODの水質が大幅に改善する見込みでございますけれども、現時点では計画の年次が未定となっております。このため、達成期間を「ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成」といたしました。

次に、鶴見川上流でございます。水域類型はD類型のまま変更はございませんが、達成期間のところでは実態を考慮しております。鶴見川上流はBODの水質の変動が大きいことが特徴でございます。その原因といたしまして、町田市の鶴見川クリーンセンターの放流水の影響が考えられます。現在、町田市におきまして、このクリーンセンターの施設の増設を進めておるところでして、平成30年4月に新しい施設の稼働を予定しております。この新しい施設の稼働により水質改善が見込まれるため、達成期間を「ロ 5年以内で可及的速やかに達成」といたしております。

次に、柳瀬川でございます。こちらにつきましては、平成23年度まではBODの水質の変動が大きい状態でございます。しかし、平成23年度末に、埼玉県側でございます上流の施設である所沢浄化センターが廃止されてから、環境基準点の清柳橋においてBODの水質が大幅に改善しております。このため、C類型の基準を直ちに達成可能といたしております。

続きまして、県際水域、都県境の水域の扱いについて御説明をいたします。

資料6の6ページをご覧ください。都道府県境を流れる県際水域の類型指定につきましては、告示により原則として関係都道府県と同一年月日に指定することとされております。このため、東京都も原則として告示に従いますが、都県境の上下流で水域の利用目的が異なる場合や、水質や水量が著しく異なる場合につきましては、上下流を別水域とみなして指定等を進めたいと考えております。都県境の上下流を別水域とみなした水域及びその理由につきましては、資料6の6ページの表に整理いたしております。利用目的が異なっている水域が多いという状況でございます。神奈川県境の三沢川、境川につきましては、水域の水質はよくなってきておりますが、最終的には神奈川県側との協議が完全には調わなかったということで、水域類型を現状維持とすることといたして案を作成しております。

資料7の8ページをご覧くださいませうでしょうか。今回の指定及び指定の見直しについて、全ての水域につきまして一目で分かるように整理をいたしております。

また、資料8の水域類型指定図で現状と指定案をお示ししておりますので、そちらの2枚を比較していただき、全体の水域類型がどのように変わるのかということをご覧くださいければ

と思います。

最後に、水域類型の指定等の効果・メリットにつきまして御説明をいたします。資料5にお戻りいただきまして、4ページの下段をご覧くださいませでしょうか。

水域類型の指定等の効果・メリットの1点目でございますが、水質が改善した水域につきまして、現状水質に合わせた水域類型に見直すことで今後の水質の悪化のリスクを減らすということでございます。

2点目は、水質改善に積極的に取り組んでいる地元の自治体、市民団体や環境団体といった団体の取り組みを評価できるということかと考えております。

3点目は、水質改善が必要な水域につきましては、これは制度の趣旨からいって当然のことでございますが、水質改善に向けた動きを促進できるということでございます。

雑駁な御説明でございましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○古米水質土壌部会長 説明をどうもありがとうございました。

まず資料5で水質基準の指定のあり方の考え方が示されて、資料6で具体的にデータをどう扱って判断するのかという説明がございました。最終的に資料7の最後のページのところで、新たに指定する大場川と妙正寺川と落合川の3つが一番上に書いてあって、それ以外、47河川については、それ以下に、既に指定されているのだけれども、A類型、AA類型の場合には5年、10年という期間でその水質基準達成状況はどうかということを見直しを行った例、ただし、4河川に関しては、感潮域の影響を受けていることと、もう一つは人為的な導水によって水質の影響があるということで、表層の水質ではなく、表層と下層の両方踏まえた上であるべき水質を判断するというように、特殊な事例も挙げた上で整理されました。さらに追加されていたのが、神奈川県と東京都の県境ということで、一つの河川ですが、行政区を越えているので、東京都側だけで簡単に判断することができないので、それを踏まえた形での指定を行うということです。いろいろな状況の中で見直し案を検討いただいたということでございます。

それでは、資料8は最終的に図に示していただいておりますけれども、資料5、6、7、考え方の部分あるいはデータの取り扱いの部分、指定の最終的な判断の設定のあり方について、何か御質問、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私のほうからまずお聞きしたいのですが、資料6の4ページ目の達成期間ということで「直ちに達成」「5年以内で可及的速やかに達成」「5年を超える期間で可及的速やかに達成」というイ、ロ、ハに分けられています。「ハ」の下に括弧書きで「達成期間通知」という表現

があります。5年を超えるのだけれども、達成期間は記載しないといけないというように読むと、新河岸川は下水道の整備が計画はあるのだけれども、いつ完成するか未定なので、達成期間案として「ハ」なのですが、そこに達成期間を括弧で書くのかどうか。

○関水環境課長 済みません。紛らわしい書き方だったかもしれませんが、この括弧の意味は、根拠となっております文書を示しているだけでございまして、国の通知にこのように記載しているというだけの意味でございます。「ハ」を採用いたしました場合には明確な年限を区切らないという趣旨でございます。

○古米水質土壌部会長 では、この括弧書きは「ハ」について、示しているわけではないということですね。

○関水環境課長 さようでございます。

○古米水質土壌部会長 分かりました。確認できました。

あと、これは質問というよりもコメントです。資料6の2ページ目の下のところでBODを中心に判定するというので、これは国の方針ですのでよいのですが、大腸菌群数に関しての記述について、確かに衛生指標としての問題点が環境省でも議論されてはおります。しかし、大腸菌群数は、ふん便性汚濁の状況を示す指標として今も採用され続けているので、「正しく示していない」という表現は、後お困りになるのではないかと思います。「必ずしも」という用語を入れておかないと、ある程度の大腸菌が入ってきているような比較的水質汚染しているところでは指標性がないわけではないのですが、上流側に行くと、もともと糞便汚染が少ないのですが、大腸菌群数としては計数されてくるので、きれいなだけけれども、大腸菌群数としては出るというほうも大きな問題になっているので、「正しく示していない」というと後でお困りになるのではないかと思います。

○関水環境課長 やや強過ぎる表現かもしれません。御指摘ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 ちょっと気になった点を申し上げました。

私は、ほかにも質問ありますけれども、ぜひ皆さんのほうからお願いします。いろいろと質問していただくことによって理解が深まると思いますので。

○寺浦委員 今回の資料6の2ページ目のBOD以外の項目の点ですけれども、基本的な考え方下の国の考え方としては、BOD以外のほかの項目は「必要に応じて考慮」と書いてあるわけですね。今いただいた御説明だとBOD以外の項目については考慮しませんというふうに聞こえてきて、やはり考慮が必要になる場合もあるというのが国の考え方なのかなと思ったのですが、どういった場合に考慮を全くしないということなのか、やはりこういった場合には考慮する

必要があるだろうということなのか、どのように考えていらっしゃるのか。今、国の考え方としては「必要に応じて考慮」なので、考慮すべき場合があるのではないかと考えています。全く見ないというのはどうなのだろうというのが一つ疑問としてあります。その点、何か。

○関水環境課長 あくまで資料上は「必要に応じて考慮」となっているのですが、実態としてBODだけで判断されているというのが国の見直しの際の実情でございます。国の見直しにおきましても、例えば先ほど話題に出ました大腸菌群数のところも、見直し後の類型に適合しないような状況があったとしても、基本的にはBODだけで判断しています。pHやDOにつきましても、自然的な原因による場合には特段考慮に値しないということで取り扱われているようでございます。

○寺浦委員 つまり、自然的原因による可能性があるとか高いというときには、それを無視していいでしょうというふうなことだと思いますが、例えば自然的原因とは考えられないような場面だとその数値というのは考えたほうがいいということですか。

○関水環境課長 もちろんケース・バイ・ケースになってくると思います。恐らくそういったことも場合によってはあり得ることかと思いますが、私どもが調べております範囲では、例えば溶存酸素なども感潮域においての海水の影響ということで整理できると考えております。

○古米水質土壌部会長 今回の類型指定の判断で、BODが非常に重視されているのは、最終的に達成をしているかどうかという判断をBODでしているからです。ほかの基準項目で達成しているかどうかを我が国においては判断していません。したがって、BODの指標を中心に類型指定の見直しするという論理性が出てきています。

見直しをするという話と、もう一つ、その基準値が守られているのかどうか、それは水系の利用目的があるので、それに応じたDOが決まっていたり、大腸菌群数が決まっていたり、SSが決まっていたり、pHが決まっています。BODが達成されているからその川はその利用目的に合致しているのかということと必ずしもそうではない場合があります。したがって、環境基準が達成できるように努力されるということで、BODが達成されたからほかの項目はどうでもいいのだという立場はとっていないと思います。ただ、今回は、見直しをする、類型指定をするという意味においてはBODが重要な水質項目となります。

今回のデータでも基本的に指定の考え方は示していただいてもいいと思うのですが、各河川において、例えば、A類型にするところのpHの基準値の範囲内に入っているのかどうかだ

とか、あるいはDOはどうかというようなところも横に補足的に示した上で、BODの状況で類型指定を見直しましたというほうが良いかと思います。データの提示の仕方に関係しますが、最終的な広範に基準項目を見た上で類型見直しはBODで決めましたという形のほうがきれいかなと思います。その点においては、城南三河川と立会川のところはDOの話も一部出てきて、そういったような評価の部分はあるので、今回、表を入れていないと思いますけれども。

○関水環境課長 BOD以外の項目につきましては、参考資料6、一番最後のところに、現状でどういった状況であるかをそれぞれの河川についてお示ししておるところでございます。例えば、今、話題に出ましたpHにつきましては、基本的には全て適合しているのですが、幾つかの河川で不適合という状況が見られる理由が光合成の影響であろうと分析しているところでございます。

○古米水質土壌部会長 失礼しました。参考資料6を見ると、光合成によりpHが高くなったところが3カ所ありますが、pHについては問題ない。DOに関しても、隅田川のDと神田川のDと日本橋川のDと大横川のDですね。感潮河川のところは大体、海水が入って、その影響を受けると低くなる値のところがある。それ以外はそれ以上になっているということですね。SSは、もともときれいなので問題はない。大腸菌群数について、横バーがついているのは測定がないという意味ですか。

○関水環境課長 バーは測定をしていないという意味でございます。

○古米水質土壌部会長 これは測定しなくていいのですか。

○関水環境課長 結局、類型が低くなりますと、そもそも大腸菌群数の数値の基準が当てはまらなくなるので、測定をしていないということでございます。

○古米水質土壌部会長 AAとAとBまででしたか。

○関水環境課長 そうですね。大腸菌群数はBまで数値基準がございますので、現状でそこまでの類型が当てはめられている河川については大腸菌群数を測定しています。

○古米水質土壌部会長 ということは、バーのところは現在は該当しないので測定してないが、今度はBなどに指定されると測り始めるということですね。

○関水環境課長 そうです。見直し後がB類型以上になるものについては測定をするという趣旨でございます。

○古米水質土壌部会長 ということは、この表の中に現在どうかと書いていただいて、現状の水質と現状がどんな指定で、今回どう指定になるのかという表だったらよかったですね。

○関水環境課長 済みません。ちょっと情報が少なかったかもしれません。

○古米水質土壌部会長 必ずしもBODだけではなくていろいろな数値も踏まえた上で、今回の指定案を考えているというように理解すればいいかなと、今、分かりました。

ほかに御意見、御質問を。どうぞ。

○小野委員 おおむね妥当な類型指定で、この方針でよろしいのかと思います。私の勉強のために一点お聞きしたいのですが、利用目的が厳しいとそっちに引っ張られるというのが意外にウエートが大きいと思ってちょっと驚いたところです。利用目的も、例えば資料5の別表2の下に、利用目的の適応性のところの枠外に注があって、そこで水道1級、2級とかが決まるのだと思うのですが、水道1級がろ過等による簡易な浄水操作を行うものとかありますが、水産1級、2級とか、こちらの見直しは誰がいつやっているのでしょうか。こっちがよくなったら当然こっちの利用目的の類型が変わってくると思います。

○関水環境課長 今回、改めて、それぞれの河川につきまして、水産であれば漁業権の最新の設定状況を調べまして、それを反映して、それぞれの河川において最新の状況を踏まえた整理をし直しているということでございます。

○小野委員 こちらの類型指定は、このように審議会で決めるのではなくて、事務局でデータがあって、新たにかどうか分からないのですけれども、こちらのよう整理をしていただいている。つまり、一応、最新の状況が反映された利用目的の類型である、データであるということよろしいでしょうか。

○関水環境課長 さようでございます。

○小野委員 ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 この利用目的の情報というのは、どう体系立てて入手されるのですか。実は子供が水遊びをしていたとか、そういうのでは水浴ではないですね。きっと水浴場がない限り出てこないとは思いますが、利用目的の定義というのは報告書に書いてあるということですか。

○関水環境課長 ある程度、公表されている情報で調べることは可能でございますし、それぞれの所管部署のほうに問い合わせをしたりして、それぞれの水道、水産、工業用水といったような項目について、結局はその都度調べるしかないというところでございます。

○古米水質土壌部会長 ほかにいかがでしょうか。

非常に分かりやすく、5年、10年の間継続して基準値を達成しているのというところは比較的議論がしやすいというか、特に大きな問題はないと思います。今回の場合、東京ならで

はこの例だと思いますが、再生水あるいは地下の浸出水、漏えい水等を環境浄化、水質改善のために導水しているという人為的な行動によって、表層の水質は再生水なり導水されている水の水質に依存している。一方で、感潮河川なので、海水が入ってくると下のほうは停滞しやすく、DOも下がりやすくなるし、まざりにくいので、酸素供給が悪くなる。そういったときに表層の水質で考えるだけでは不十分だろうというのは非常に納得できることです。

では、指定の見直しをするときに、その平均値をとって、その値をもって指定を見直すという判断の考え方というのは、ここで決まると東京がこうだからほかもこうでいいのだろうという可能性もゼロではございません。懸念される点は一応出して、これでいいのか悪いのかというのはしっかり議論すべきと思っています。

そのときに、上層と下層が本当にどうまざっているのかというデータとしても電気伝導度の図を示していただいていますので、必ずしも表層、下層がまざっていないといっている程度が河川によって違うようです。一律で表層と下層の平均値で考えていいのかどうかというように、幾つか、科学的とは言わないですけども、しっかりとした論理を持っておいたほうが良いと思っています。考え方として表層だけではだめだというのはきっと間違っていない方向性ですけども、最終的な判断基準としてどういう値を使うのかというところは皆様と御議論すべきと思っています。

何か疑問に思われる点だとか、あるいは御意見があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。資料7の5ページ以降がそれに該当するところです。

せっかくなので、その資料の後ろの「立会川等における表層及び下層の水質」のデータの見方について確認です。こういったしっかりしたデータがあるので考え方が示されていると思いますが、上の図の赤い点線が下層のBODで、黒い点線が表層のBODです。表層は導水している水の影響を受けていてきれいで、下層のほうは海水も入っていて酸素が供給されにくくて、底層みたいなところに堆積物ができやすいので、DOも消費するし、一方で堆積物から有機物などが出てくるといって高い値が出てくるといってことだと思います。電気伝導度の表示は青いバーになっていて、それは表層の電気伝導度を下層の電気伝導度で割っているのですね。

○関水環境課長 そうです。

○古米水質土壌部会長 割り算するということは、下層が高かったら1以上にはならないのだけれども、1以上になっている棒が何本かありますね。

○関水環境課長 はい。

○古米水質土壤部会長 まざってないというと、0.2とか0.3とか0.1とかだったら分かるのだけれども、0.8とか0.9だったらほとんど表層と下層が混ざって、塩分濃度が近いのではないかというのが私の理解なのですが、1を超えるのは不思議です。比の値が1に近いのは、よくまざっているときのサンプリングであるということですか。

○関水環境課長 立会川については、混合状態がかなり悪いというふうに読み取れるかと思います。一方、呑川につきましては、測定するときによっては1に近い値あるいは1を超えているものの中にはございますので、立会川に比べるとまざり合う割合が比較的高いということと言えるかと思います。

○古米水質土壤部会長 全体的には電気伝導度の傾向は正しいのだけれども、表層と下層の比が1を超えるというのはちょっと疑問です。海水が下に入っていて上にきれいな水が流れていて、幾らまざったって上のほうが電気伝導度は低いのだから、1を超えるのはないのではないか。

○関水環境課長 そのあたりはいろいろと理由があるのかもしれませんが。

○古米水質土壤部会長 ということで、電気伝導度が1を超えるところはまだ疑問のままですけれども、呑川のほうが比較的良好にまざっている傾向のある川で、立会川のほうはまざりにくい傾向であるというのは、この青い棒の高さの平均的なところを見ると分かる。そうしたときに、呑川みたいな、まざっていないといいながら、それなりにまざっているような川と、立会川みたいにまざっていないところを同じように扱っていいのか。

では、どれくらいまざっていると表層だけでよくてというのは、私も全然答えを持ち合わせておりませんが、ある程度科学的なデータが出ているので、年平均の値が示されていて、表層が平均すると大体半分ぐらいですね。半分ということはそれなりに差があるというように見てもいいのかなと個人的には思います。皆さんはどのようにお感じでしょうか。

ところで、電気伝導度の単位が間違っているのではないかと思います、普通は $\mu\text{S}/\text{cm}$ です。 m だから100倍になっています。

○関水環境課長 ここでは単位が m ですね。

○古米水質土壤部会長 普通よく見るのは $\mu\text{S}/\text{cm}$ でしたか。私がよく見る単位ですが。

○小野委員 μS はよく見るのですけれども、ちょっと単位長さあたりのが。

○古米水質土壤部会長 単位長さはどうだったですか。普通、きれいな水は大体50~100、淡水でも下水で高くて1,000 $\mu\text{S}/\text{cm}$ だったのかな。これは下の単位が cm ではなく、 m だから大きくなっているだけですね。

○関水環境課長 はい。

○古米水質土壌部会長 そういうことですね。

○大前委員 これは当然、海からの距離で変わってくると思うのですけれども、この3つを比較して、呑川と立会川というお話がありましたが、海からの距離というのは大体同じところでとっているのですか。

○関水環境課長 それほど違いはないかと思います。

○古米水質土壌部会長 本当の海水だとこの単位で言うと3万5,000とかになる。

○関水環境課長 見づらくて恐縮なのですけれども、立会川のところの表の下に参考ということで、標準的な海水の電気伝導率4万という数値を挙げさせていただいております。

○古米水質土壌部会長 ということですね。まざればまざるほど下層も表層の影響を受けているから薄まっているというように理解するといいですね。立会川のほうは比較的まざっていないので、海水の4万に近い3万とかが出てくる。まざりぐあいが少ないからね。ただ、お台場周辺だと海洋の塩分である35‰もないはずです。完全な海水ではなく、隅田川だと淡水が入っているので、そんなに塩分は高くはないから、もともと4万とかにはいかないかもしれない。3万5,000とかそれぐらいですね。

ここの部分はいろいろ議論をしたほうがいいと思いますが、改めて事務局の案というのは、資料7の6ページに書いてあるように、類型指定案がDです。表層であればBでもよかったりCでもよかったりするのだけれども、Dという案ですね。

○関水環境課長 さようでございます。

○古米水質土壌部会長 平均値はどこにあるのですか。

○関水環境課長 全層のところは平均値でございますが、古川、目黒川、呑川につきましては、下層の値をこちらに書いておりませんで、表層の値と、表層・下層の平均値をとった全層の値の2種類をお示ししております。

○古米水質土壌部会長 BOD最大値と書いてあるでしょう。このときだけなぜ最大値を使って75%値をとらないのですか。

○関水環境課長 こちらにお示ししておりますBODの数値は、75%値をこれまでとっている中で一番高い値を示したものです。

○寺浦委員 75%部分の値ということですか。

○関水環境課長 それぞれの年のBOD75%値、5年分であれば5つ並んだBODの値の中の一番高かった年の値をこちらに掲載しているということです。

○古米水質土壌部会長 それで計算すると5.0を超えているので、CにはならなくてDになる。

○関水環境課長 はい。5を超える場合にはD。

○古米水質土壌部会長 これは、現在は何でしたか。現在はD。

○関水環境課長 城南三河川につきましては、現在は全てDということで、指定案も全てDになると据え置きということになります。

○古米水質土壌部会長 据え置きということです。ただし、立会川はEからDに見直しをする。

○関水環境課長 下層の水質で見ても今回はEよりもよくなるということです。

○古米水質土壌部会長 表層でだけ考えてはいけないというのはよくわかっていますが、表層と下層の平均値をとるということは、水質状態としてまざった状態を想定するということですか。

○関水環境課長 そこはいろいろな考え方があり得ると思うのですが、先ほど申し上げましたように、国の取り扱いにおきましても、湖や海域の場合には表層と下層の平均値でCODを判断しているという取り扱いがございますので、それを参考にしますと、表層と下層の平均値というものも一つの合理的な考え方なのかということで案をお示ししたということがございます。

○古米水質土壌部会長 現状がDを達成できているのでD。

○関水環境課長 さようでございます。

○古米水質土壌部会長 論理としては、利用目的はEのままなのですが、Eのままにする必要はなくてDだと。

○関水環境課長 はい、現状の水質のほうが利用目的よりはいいということですね。

○古米水質土壌部会長 望ましい水環境にするために無理やり類型指定を上にする必要はないとは思いますが、このままだと、ある意味、このままでいいという望ましい姿はDだと東京都は思っていますという意思表示ですね。しかし、望ましい姿はCかも分からないと思うと、Cにして、Cになるように努力しましょうという意思表示をするという見方もありますね。判断基準はこうでこう考えたけれども、東京都としてはこう目指したい、望ましい姿はこうだという考え方を、水質状況から判断して類型指定を見直すように国は判断基準を示しているけれども、最終的に決めるのは都道府県に委ねられているわけなので、今回は今のままで十分だろうというお立場を提案されている。

東京オリンピックもあるのでぜひきれいにしたいけれども、すぐにはできないと思うので、

Cにするけれども、「ハ」というような判断だとか、Cにするけれども、5年以内に頑張りたいということを出せばそれは改善努力をするという意味表示で、今のままでいいということであればDにして直ちに達成できているとするのかは、結構意見の分かれるところです。私はどっちがいいと言っているわけではないのですが、一応いろいろな考え方や意見を出す役目だと思っているので。

○小河原委員 私も勉強がてらお聞きしたいのですが、先ほども大前委員がお話されたように、呑川といえども上流から下流まであるわけですね。そこで当然、勾配があるわけだから、そして上流域と下流域の海水が多いところとでは当然、上層、下層の割合も違うだろう、でもまざりやすいということがある。そして、資料7の7ページのデータを見せていただくと、平成25年10月から、上層、下層ともほとんどBOD5以下になっていますね。ここで処理水の導水がふえたということなのですか。ここで始まった。

○関水環境課長 城南三河川につきましては、大分以前から導水を行っておりまして、例えば雨が深い季節に導水量をコントロールしたりといったようなこともありますけれども、資料7の7ページの表の一番下のところに導水量ということで数値を記載しておりますが、こういった量の水が水再生センターから毎日流されている。立会川についてはJRのほうから導水されている、こういう状況でございます。

○小野委員 こちらの表に関して一点確認なのですが、このBODの年度平均値は75パーセンタイル値ではないという理解でよいですか。下層の値がちょっと小さい気がします。

○関水環境課長 ここでお示したものは75%値ではなくて年度の平均値です。

○小野委員 ここが75パーセンタイル値だと、何となく、立会川というのは自力でも類型Cを達成できるのかなと思ってしまったのです。5. 幾つですね。ここは、つまり12回の平均値であって、75パーセンタイル値ではないので、この値を類型のためににらんでいては間違っているということですね。

○関水環境課長 こちらは基準への適合状況というよりは、下層と表層の全体的な水質の傾向をお示するという趣旨で、年度平均値のほうが全体の傾向をよくお示しできるかなというところで整理したということです。

○小野委員 分かりました。JRさんの湧水の力を借りずともいけそうなのかなという部分も判断のヒントにはなって、今、民間企業の取り組みの導水があるため、たまたまという言い方はあれなのですが、よくなっているだけであって、なくても類型Cが達成できるという観点に立たうかと思ったのですが、このデータでは分からないということですね。

○関水環境課長 あくまでもこれは75%値ではないです。環境基準の適合状況はやはり75%値で判断いたしますので、類型の案を整理するときには、先ほど申しましたように75%値でお示しをしておりますが、ここではあくまで表層と下層の水質の全体的な傾向をご覧いただくために年度平均値を用いている、そういう趣旨です。

○古米水質土壤部会長 小野委員の意見は、現状でCなのだけれども、御提案はDであるところの背景は、民間企業が今やっけていただいている導水の効果でCになっていて、導水がなかったらDレベルになるという証明があると、Dとする論理はあるのだけれども、導水がなくてもCが満足されているというデータであればDではなくてCにする可能性があるのではないか、それを理解するとき、この出てきている立会川のデータを、導水がなくなるとDになって導水があればCになっているというデータとして見ればいいのですかということだと思います。

○小野委員 はい。

○関水環境課長 資料7の6ページの指定案のところにもとめたBODの最大値というところでご覧いただくしかないのですけれども、こちらでBOD75%値の中の各年の一番高い値を示した年の値を持ってきておりますので、最終的にはこの数値で判断するしかないと考えております。

○古米水質土壤部会長 だから、導水がなくても。

○関水環境課長 その際に、今、立会川の下層の水質を見ますと、BOD75%値の中の過去の最大値を示した年の値が7.3ということでございまして、Cの類型ですと5ということになりますので、5を超えているということでDに該当してくる。もし導水の効果というものを全く反映しないということになりますと下層の水質だけで判断するという理屈になると思いますので、そうすると当てはめはDになるということでございます。

○古米水質土壤部会長 それはもっともらしく聞こえるけれども、実際上は間違いの可能性もあります。表層に淡水が流れるから海水が下に潜り込むわけで、淡水の導水がゼロであれば海水がそのまま完全に入り、混合という問題が起きないので、実際上は大気の空気は入りやすくなります。要は、密度流が起きているか起きていないかという現象に関わります。淡水が相当量入ってくると海水ともよくまざって、水質浄化の効果がある。しかし、中途半端に入ると、密度流となり、表層に淡水が存在することからから海水側に酸素はいきにくくなるし、水質が悪化している可能性もあります。必ずしも淡水が入らないときと入ったときで下層のBODは変わらないかという変わり得ます。BODが7.3のままでは考えられないで

すが、5までに下がるとは私も思いません。したがって、D類型でよいのですが、この7.3を根拠に、今、説明をされたDでいいというのは非常に微妙なところなのです。

○関水環境課長 確かに御指摘のとおり、導水が全くなかった場合に7.3という値になるかどうかというのは、正直、分からないところでございます。ただ、導水の効果を反映させないとすれば、下層の水質をもととの河川の水質というふうにみなすのが適当ではないかという趣旨でございます。

○古米水質土壌部会長 そうすると導水のときのBODはどうだったのか、どれぐらいまざっているのかということも踏まえて、7.3よりはよくなるのだけれども、良くなる方向を想定しても5には至らない。したがって、Dだというほうが私はいいと思います。要は、7.3と一緒にはないかも分からない、低くなる可能性はあるけれども、低くなるとしても5までは至らないので、Cには現状ではできないということです。同じことを言っているのかもわかりません。

○寺浦委員 一つ質問なのですけれども、導水について、今、立会川については民間企業の取り組みだから不確実だという話なのですが、それは民間企業が水を排出するときに一定の処理をきちっとしてくれているからという御趣旨ですね。

○関水環境課長 いえ、水処理は特段いたしておりません。

○古米水質土壌部会長 きれいな水が滲出している。

○関水環境課長 単に地下水を導水管でもって立会川に引っ張ってきているというだけでございます。

○寺浦委員 入れないなどということがあるのですか。将来的になくなるというのは、なくなった水はどこへ行くのか。

○古米水質土壌部会長 可能性としては、JR東日本が、浸出水を放流しないで構内で使いたい、立会川などに流したくないと思えば出てこない。ただ、通常は、事業所から出てくる水なので、本来ならば下水道料金をJRは払わなくてはいけないのですけれども、どこかに出すというときに立会川に流すとそれは下水道料金にならない。そのようにJR東日本と東京都とが合意されて、立会川に流してもいい、そして水質の改善にも効果があるというのが私の理解している内容です。

要は、事業者側は自前で使い始めるとその分だけ下水道料金がふえるということを考えておられて、よほどのことがない限り下水道料金を払いたくないと思いますので、きっと流し続けるのだらうと思います。そういった説明だと分かりやすいと思います。

○寺浦委員 そうですね。その水がなくなるわけではない。

○古米水質土壌部会長 その水は東京都の水ではなくJR東日本の水なので、彼らはその水を使って噴水を構内で使うとしても、一方的に流すことはできないから、どこかに流れるから、そうするときと下水道料金になる。地下に注入して戻すとなるとまた水質汚濁防止法に引っかかるので、よほどのことがない限り、放流を停止することはないと思います。

○関水環境課長 その辺の見通しがどうかというところはあるかと思いますが、言ってみれば基本的に他人の領域になってまいりますので、東京都がみずからつくり出している下水道局の再生水とは性格が違う、そういう整理と考えております。

○古米水質土壌部会長 例えば、東京都として継続して放流するという方針を立てて、JR東日本が潰れてもその水は我々のポンプを設置して導入されるという決断をされると、Cでもいいけるかも分からない。今、極端な言い方をしています。

ただ、私も再生水の放流とは区別すべきだと思います。100%管理できる再生水の話と民間企業がやられていることに対して区別する整理は大事で、同等に扱ってはいけない。先ほど言ったように、だけど、Cにするのだというのは一つの意思表示なので、東京都としてはさらによくしたいのだと考えればCの類型もあっていいと思うし、今、特段大きな問題はなく、特に立会川で皆さんから不満が出ているわけではないとっていて、十分によくなったと思われている。古川、目黒川、呑川についてももっとよくなってほしいという方はいるかも分からないけれども、大きな問題は聞いていないので、現状を維持するように設定すること自身は全くおかしい判断ではないと思います。ただ、一応ここではいろいろな観点から議論すべきだと思います。

○寺浦委員 類型をよく指定してよい基準に合わせてほしいというのは、現状というよりもやはり利用目的のほうを変えたいということで基準を上げる、そういう話になってくるのですか。そういうことではないのですか。

○古米水質土壌部会長 利用目的と両方見て決めるので、この川は水産もないし、工業用水としても使えないし、農業用水もないので、利用目的で水浴までいかない限り、ここで泳ぐのだと決めてしまうと一気にA類型までいきますね。そういうところではないので、きっと利用目的上はEから変わることはなくて、あとは、現状の水質のほうで類型をどう見直すかという立場になろうかと思います。したがって、利用目的ではこれをCにするという考え方はなくて、あとは現状の水質を見てどう判断するか。そのときに、全層を見て判断しているということで、あるいはさらに努力する目標として掲げるという可能性があって、ちょっと努力して何とかというのは、今、特に大きな問題はありませぬ。個人的な意見を言わせてい

ただとこの案でいいと思っています。もう一つの立会川のほうは、JRと東京都は継続的にやれるという自信があればひょっとするとCにする可能性はあるのかも分からない。余り個人的な意見を言うてはいけませんけれども、そのように思います。

ただ、基準ができるということは非常に重みがあるので、それだけ責任が生じるということですので、変に高い基準を設けること自体がいいことではないということは踏まえた上で議論したいと思います。

○大前委員 内川はなぜ城南三河川に入っていないのですか。

○関水環境課長 城南三河川というのは、当時、もともと地元といろいろ議論があつて、こういう河川について下水道局の再生水を導水するような取り組みが当時実現したということで、そのグループの中には入っていないということです。

○大前委員 内川も短いですが、ダイレクトに海に面していますね。ここは当然、海の水が入る感じがします。ここは表層水と下層水を測定しなくても、1.7と随分小さいのですけれども、これはまじらないのですか。

○関水環境課長 ここで城南三河川と立会川をほかの河川と違う別扱いにしております理由は、単なる感潮河川というだけではなくて、かなりの量のまとまった環境用水が導水されていることによって表層と下層の水質が分離しているというかなりユニークな特徴を有するに至った河川だということで、ほかの河川とは別扱いにさせていただいているということです。

○大前委員 内川の場合も多分、海水は入り込むわけですね。

○関水環境課長 この4河川以外にも感潮河川は当然ございます。

○古米水質土壌部会長 私も非常に重要な御指摘だと思います。資料8を見ていただくと、城南三河川と呼ばれているものと立会川という環境用水が入っている川が東京湾に面しています。さらに内川というのがある、ここは位置関係からすると、非常に似た位置にあります。ただ、もともと自流が大きいのかどうか私も知りませんが、内川は水質がいいのでA類型ということに対して、立会川はわざわざきれいなものを入れながら非常に低い値になっているということに、ぱっと見たときに違和感があるので、何か理由があるのかという御質問だと思います。

内川も東京都のこの位置だと自流はあまりないですね。そうすると、私の想像ですけれども、立会川のほうは非常に運河が入っていて奥まっているので、干満の差が最終的に減衰して行って海水がまざりにくい。それに比べて内川のような比較的オープンなところで東京湾

に入っている川の場合は干満の影響を受けるので、自流入が少ないと海水がよく入ってくれる。先ほど申し上げましたが、海水が入っても、塞がれている状態よりは、しっかり海水が混合する形で入ってくるとまざりやすいので、沈降もしにくいとか、いい状態になる。あるいは立会川と内川の河川勾配が違うので、河川勾配が低いほうは潜り込みますが、内川は勾配が大きいので河川全体でよくまざるといようなことかもしれません。データもないのに勝手に想像して言うておりますが、内川は比較的好い水質が保たれているけれども、立会川はそうではないという状況はきっと河口の位置や河川勾配と関係していると思います。

○関水環境課長 まさしく部会長御指摘のとおり、それぞれの河川によって大分状況が異なりますので、地理的に近い位置にあるからといって全く同じ状況かというところとちょっと違うところかだと思います。

○古米水質土壌部会長 今回出たとき、一般の人がもし見たときに、内川だけこんなにきれいなのに、こっちはせつかく導水しているのにとこのがあるの、ぜひ今のは確認していただいて、きっと私がさっき説明した状況で内川は比較的好いBODが高くないということだと思います。

あと、県境のところ、論点の一つ残っています。資料7の4ページのところです。三沢川と境川は色がついていますけれども、これはBやCなのですけれども、神奈川県との関係でそのままにしているということです。これは、そういった行政の話なので、余りどうこうということは難しいと思います。

ということで、一通り種類分けして、御質問、御意見をいただいたと思います。

○大前委員 これは教えていただきたいのですけれども、35番の川口川と49番の空堀川というのは、前回Eで今回Aと、すごくグレードアップしていますね。当時は工業用水か何かで使っていて汚染があったのだけれども、今、工場等がなくなって汚染がなくなったから5年間きれいな状態、そういうような解釈でいいのですか。

○関水環境課長 そうですね。前回の見直しから大分時間が経過していることもございまして、その間に河川を取り巻く状況も大分変わってきているところもあるのかと思います。

○古米水質土壌部会長 一通り皆さんに見ていただいて、最終的に資料7に見直し（案）その1、その2、その3ということで御提案いただいている指定案ですけれども、何か最後に御意見がありますでしょうか。

特になしということであれば、いろいろ御意見あるいは御質問に関連して、データの追加整理をしていただくということがあろうかと思いますが、水質汚濁に係る環境基準の水域類

型の指定及び指定の見直し案を改めて整理いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○古米水質土壌部会長 それでは、今、御審議いただいた意見を踏まえて水域類型の指定及び指定の見直しについて整理をいただきたいと思います。

それでは、その他ということで事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○藤本環境政策課長 そうしましたら、本日の議論を踏まえまして事務局で再度データ等を整理させていただきまして、中間のまとめの前にもう一回、8月下旬ぐらいに開催させていただいて、その後、パブリック・コメントにかけるような形にしたいと思います。

○古米水質土壌部会長 パブリック・コメントに出すものを次、第2回で確認するというのでしょうか。

○大前委員 きょうの議論の範囲だったら座長一任でいいのではないかと思います。

○志村自然環境部長 特に城南三河川、それから立会川の取り扱い、いろいろ御意見等をいただいておりますが、不足しているところもございますので、それから、きょうの考え方が果たしてこれでこのままいいのかどうかも含めて、もう一回御審議いただけるとありがたいと思っております。事務局のほうで再度持ち帰って、きょうの意見を踏まえて最終的にどうしたらいいのかということも整理してお出ししていきたいと思っておりますので、できれば会をもう一度開いていただいた上でのパブリック・コメントという形でやっていただくとありがたいと思っております。

○古米水質土壌部会長 予定では第2回の部会があるのでということですね。

○志村自然環境部長 はい。

○古米水質土壌部会長 次回、このままの案かも分からないし、変わるかも分かりませんが、本日の意見としてはおおむねこの案でもいいのではなからうか、ただ、個々についてはもう少ししっかりとした考え方を整理しておいたほうがいいのではないかとということでした。第2回の部会ではその考え方も出てくる可能性があるということですね。分かりました。

○藤本環境政策課長 そうしましたら、また後ほど日程調整をさせていただきたいと思えます。8月下旬ぐらいに開催ということで、後ほど日程調整の御連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○古米水質土壌部会長 御説明はよろしいですか。

○関水環境課長 私のほうから若干補足で御説明をさせていただきますと、資料9にお示しを

しておりますスケジュールのうち、今回の諮問案件とは別にもう1件、第8次総量削減計画ということで別の項目も予定の中に入れさせていただいておりますが、こちらにつきましては、これから国のほうで基本方針を示された後、当審議会に諮問させていただくという段取りでございまして、国の方針がまだ示されておられません。近いうちにとは聞いてはおりますけれども、まだ示されておられませんので、こちらはあくまで見通しということで書かせていただいていると御理解いただければと思います。

以上でございます。

○古米水質土壌部会長 資料9を見ていると、第2回が行われて、第3回と第4回が11月と12月で別々に行われていますけれども、これが一緒になることはなく、別々にやるということなのでですか。

○藤本環境政策課長 一緒にやるような形で、なるべく手数をかけないようにしたいと思います。

○古米水質土壌部会長 審議する内容としてはこういうものがあって、項目はこうなっている、回数については非常に効率的に進めていくというスケジュールであると理解しましたが、よろしいですか。

○藤本環境政策課長 はい。

○古米水質土壌部会長 何か今後のスケジュールについて御質問があれば。

もう一つ重要な第8次の総量規制の話で、閉鎖性水域の東京湾の負荷量をどれだけ削減すればいいかという方針が出ました。しかし、都道府県関連のところで将来どう削減できるのかというのを決めるための正式な諮問が環境省から来てからでないと東京都は審議ができないというので、それは秋口になるということです。

スケジュールについて御質問がなければ、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了となります。これ以降につきましては、事務局にお戻ししたいと思います。

○藤本環境政策課長 ありがとうございます。

スケジュールのつけ加えですけれども、ここに書いてございますが、総会を2月3日15時から予定したいと思っておりますので、こちらのほうも先生方、日程を確保していただきますようお願いしたいと思います。

それでは、長時間にわたり御審議ありがとうございました。これをもちまして、第1回「水質土壌部会」を閉会いたします。ありがとうございました。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

○志村自然環境部長 ありがとうございました。

(午前11時39分閉会)